

滋 賀 県 監 査 委 員 条 例

〔昭和 39 年 3 月 31 日〕  
〔滋 賀 県 条 例 第 10 号〕

最終改正 〔平成 30 年 3 月 29 日〕  
〔滋 賀 県 条 例 第 13 号〕

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 202 条の規定に基づき、滋賀県監査委員（以下「監査委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員のうちから選任される監査委員)

第 2 条 法第 196 条第 6 項の規定に基づく議員のうちから選任される監査委員の数は、1 人とする。

(常勤の監査委員)

第 3 条 法第 196 条第 4 項および第 5 項の規定により、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち 1 人は、常勤とする。

(定期に行う監査の通知)

第 4 条 監査委員は、法第 199 条第 4 項の規定による監査を行うときは、知事および関係機関に通知しなければならない。

2 前項の通知は、監査の執行期日前 10 日までに行わなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(現金出納の検査)

第 5 条 法第 235 条の 2 第 1 項の規定による現金出納の検査は、毎月末に行う。ただし、その日が休日になるとき、または特別の理由があるときは、この限りでない。

(公表および告示)

第 6 条 監査委員の行う公表および告示は、滋賀県公報に登載して行うものとする。

(補則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、監査委員の協議によって定める。

付 則

この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 3 年条例第 33 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 19 年条例第 76 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定に基づく議員のうちから選任される監査委員の数については、この条例の施行の際現に在職する同項の規定に基づく議員のうちから選任される監査委員の数が 2 人である場合には、当該監査委員の任期が満了する日（当該監査委員が任期の途中で退職した場合にあっては、最初に退職した監査委員の退職の日）までの間は、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則 (平成 30 年条例第 13 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。